

長期履修学生制度

(1) 制度の目的・概要

大学院における履修期間（入学から修了までに要する期間）は、博士前期課程で通常2年、博士後期課程で通常3年ですが、職業を有する等、勉強時間が十分確保できない事情がある場合には、長期履修学生として認定を受けることで、博士前期課程は4年、博士後期課程は6年を上限として履修期間を延長することが可能です。

(2) 対象者

就業（正規雇用・臨時雇用かは不問）、家事、育児、介護などの事情により、博士前期課程は2年、博士後期課程は3年では教育課程の履修が困難な方に限ります。学業不振を理由に履修期間を延長する等は、本制度の対象とはなりません。

新入生だけでなく、在生も修了の6か月以上前であれば申請することができますが、在生については必ず指導教員の意見を添付する必要があります。

(3) 長期履修期間

長期履修期間とは、博士前期課程は2年、博士後期課程は3年を超えて履修を認められた期間のことです。

長期履修学生の認定を受けた場合の履修期間は、当初の履修期間（博士前期課程で2年、博士後期課程で3年）に長期履修期間（最長2年（博士前期課程）又は3年（博士後期課程））を通算した期間となります。（下表参照）

(4) 長期履修期間の変更

既に長期履修学生の認定を受けた方でも、通算して博士前期課程は4年、博士後期課程は6年の範囲内で履修期間の再延長及び短縮が可能です。

再延長の際は修了の6か月以上前に、短縮の際は「短縮後の修了予定」の6か月以上前に、変更理由及び指導教員の意見を添えて申請してください。

(5) 在学年限

長期履修学生は、博士前期課程は5年、博士後期課程は6年を超えて在学することができません。なお、休学期間はこれに含みません。

在学期間内において、履修期間を超えた期間については留年扱いとなります。（下表参照）

(6) 申請手続

新入生については入学手続期間中に、在生については9月頃に申請期間を設けます。

なお、新規申請の際、職業を有する方は就業証明書を添付してください。

● 博士前期課程

年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
一般の学生	在学年限（4年）				在学年限（4年）で修了できなかった場合 退学	
	履修期間（2年）		履修期間（2年）で修了できなかった場合 留年（最長2年）			
長期履修学生	在学年限（5年）					在学年限（5年）で修了できなかった場合 退学
履修期間3年 （うち長期履修期間1年） の認定を受けた場合	履修期間（3年）		長期履修期間（1年）	履修期間（3年）で修了できなかった場合 留年（最長2年）		
履修期間4年 （うち長期履修期間2年） の認定を受けた場合	履修期間（4年）			長期履修期間（2年）		

● 博士後期課程

年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
一般の学生	在学年限（6年）						在学年限(6年)で修了できなかった場合 退学
	履修期間（3年）			履修期間(3年)で修了できなかった場合 留年（最長3年）			
長期履修学生	在学年限（6年）						
履修期間4年(うち長期履修期間1年)の認定を受けた場合	履修期間（4年）			長期履修期間(1年)	履修期間(4年)で修了できなかった場合 留年（最長2年）		
履修期間5年(うち長期履修期間2年)の認定を受けた場合	履修期間（5年）			長期履修期間（2年）		履修期間(5年)で修了できなかった場合 留年(1年)	
履修期間6年(うち長期履修期間3年)の認定を受けた場合	履修期間（6年）			長期履修期間（3年）			

(7) 授業料

長期履修学生の履修期間にかかる授業料の総額は、認定を受けた履修期間の長さに関わらず一般の学生と同額（2年分又は3年間分）になります。ただし、留年時においては留年期間に応じた授業料を別途納付していただきます。また、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定年度から新授業料の金額を納付していただきます。授業料の算定方法については次のとおりです。

● 博士前期課程

○ 入学時に長期履修学生と認定された場合

授業料2年分（621,000円/年×2年＝1,242,000円）を認定された履修期間の年数で除して得た額を授業料年額とします。

履修期間	1年	2年	3年	4年	計
3年	414,000円	414,000円	414,000円		1,242,000円
4年	310,500円	310,500円	310,500円	310,500円	1,242,000円

○ 在学中に履修期間の延長を認定された場合

入学当初に定められた授業料年額は変更しません。よって、延長となった期間について授業料は発生しません。

履修期間変更	1年	2年	3年	4年	計
2年→3年	621,000円	621,000円	0円		1,242,000円
2年→4年	621,000円	621,000円	0円	0円	1,242,000円
3年→4年	414,000円	414,000円	414,000円	0円	1,242,000円

○ 履修期間の短縮を認定された場合

入学から長期履修期間変更申請書の提出年度までの間に納付した授業料を1,242,000円から除いた額(以下「残額」)を、次年度以降の履修期間の年数で除して得た額を、次年度以降の授業料年額とします。

ただし、申請書提出年度末まで履修期間を短縮した（＝次年度以降の履修期間がない）場合については、申請書提出年度後期に残額すべてを納付していただきます。

- ・ 1年次に長期履修期間変更申請書を提出し認定された場合

履修期間変更	1年	2年	3年	計
3年→2年	414,000円	828,000円		1,242,000円
4年→2年	310,500円	931,500円		1,242,000円
4年→3年	310,500円	465,750円	465,750円	1,242,000円

- 2年次に長期履修期間変更申請書を提出し認定された場合

履修期間変更	1年	2年	3年	計
3年→2年	414,000円	828,000円 { 前期 207,000円 後期 621,000円		1,242,000円
4年→2年	310,500円	931,500円 { 前期 155,250円 後期 776,250円		1,242,000円
4年→3年	310,500円	310,500円 { 前期・後期 各 155,250円	621,000円	1,242,000円

- 3年次に長期履修期間変更申請書を提出し認定された場合

履修期間変更	1年	2年	3年	計
4年→3年	310,500円	310,500円	621,000円 { 前期 155,250円 後期 465,750円	1,242,000円

● 博士後期課程

○ 入学時に長期履修学生と認定された場合

授業料3年分(621,000円/年×3年=1,863,000円)を認定された履修期間の年数で除して得た額を授業料年額とします。

(単位:円)

履修期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
4年	465,750	465,750	465,750	465,750			1,863,000
5年	372,600	372,600	372,600	372,600	372,600		1,863,000
6年	310,500	310,500	310,500	310,500	310,500	310,500	1,863,000

○ 在学中に履修期間の延長を認定された場合

入学当初に定められた授業料年額は変更しません。
よって、延長となった期間について授業料は発生しません。

(単位:円)

履修期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
3年→4年	621,000	621,000	621,000	0			1,863,000
3年→5年	621,000	621,000	621,000	0	0		1,863,000
3年→6年	621,000	621,000	621,000	0	0	0	1,863,000
4年→5年	465,750	465,750	465,750	465,750	0		1,863,000
4年→6年	465,750	465,750	465,750	465,750	0	0	1,863,000
5年→6年	372,600	372,600	372,600	372,600	372,600	0	1,863,000

○ 履修期間の短縮を認定された場合

入学から長期履修期間変更申請書の提出年度までの間に納付した授業料を1,863,000円から除いた額(以下「残額」)を、次年度以降の履修期間の年数で除して得た額を、次年度以降の授業料年額とします。

ただし、申請書提出年度末まで履修期間を短縮した(二次年度以降の履修期間がない)場合については、申請書提出年度後期に残額すべてを納付していただきます。変更後の授業料の年額については、博士前期課程の例を参考にいただき、詳細は財務担当に確認してください。